

# 電動ボードに反則切符

## 警視庁 事故・違反行為が相次ぐ

利用者が増加している電動キックボードを巡り、警視庁は12月上旬にも違反走行に対する交通反則切符（青切符）の交付を始める。信号無視や歩道走行など比較的軽微な交通違反は指導や警告にとどめていたが、事故や違反行為が相次ぐ事態を重視。適用対象の車両を絞り込むデータベースも整備し、次世代モビリティに対する取り締まりを強める。

## 信号無視や歩道走行対象

警視庁によると、電動キックボードの運転者に信号無視して交差点に進入したクシと衝突する事故が157件あり、事故は11月で60件起きた。6月には新宿区

区内で、無免許運転の女性が発見された。電動キックボードは電動式のモーター（原動機定格出力0.60キロワット以下）を使って走行するタイプが多く、道路交通法上の「原動機付き自転車」に該当。公道走行には運転免許証の携帯やナンバープレートの整備が必要に

なる。新たに運用を始める青切符の交付は、信号無視や歩道走行、車両の整備不良などを対象とし、飲酒運転など、より悪質な違反行為については刑事処分を検討する。

青切符の交付を受けた運転者は違反点数が加算され、反則金も科される。累積で一定の違反点数になると、免許停止や取り消しといった行政処分を受ける。

これまで警視庁は、電動キックボードによる信号無視などに対し、指導

や警告による再発防止に努めていたが、利用者の拡大とともに違反行為も目立つようになり、従来の運用を改めることとした。反則切符の交付対象は道交法上の原付きなどに当たる電動キックボードだが、輸入車両などは見た目で出力が分かりにく

い。このため、市販されている車両の性能や形状、仕様を登録したデータベースも構築。現場での取り締まりの際、違反車両を照会して見極め、警察官がその場で反則切符を交付できるようにする。交通問題に詳しい山梨

大の伊藤安海教授（安全工学）は「電動キックボードの利用者は自転車感覚で乗っている場合が多く、取り締まりの強化は安全意識の向上につながる」と指摘する。一方で「交通ルールの周知が十分と言えないなか、取り締まりが先行すれば利用者の反感を招きかねない。十分な啓発活動も並行して進めていくべきだ」と話している。



電動キックボードの利用者は増えている

電動キックボードの事故件数 (2021年、東京都内)

